

フランス語の「丁寧の半過去 (*imparfait de politesse*)」と 日本語の「よろしかったでしょうか」型語法との対照研究

渡 邊 淳 也

1. はじめに¹

本稿は、フランス語の話しことばでもちいられる、いわゆる「丁寧の半過去 (*imparfait de politesse*)」と、最近の日本語の話しことば、とくに接客の場面で観察される「...でよろしかったでしょうか」に類する語法とを対照し、異同をあきらかにすることを目的とする²。

詳細は次節以降で各言語の実例に即してみてゆくことになるので、ここでは本稿が対象とする用法の、代表的な例をそれぞれひとつだけあげておこう。

- (1) Je **voulais** vous demander un petit service. (Wilmet 1997, p.384)
- (2) Qu'est-ce qu'il vous **fallait** comme ruban? (Martin 1987, p.118)
- (3) ご注文は以上でよろしかったでしょうか。(北原 2004, p. 34)

フランス語の「丁寧の半過去」には下位区分をみとめることができ、(1)のように発話者の依頼や要求の語気をやわらげる用法を「語調緩和の半過去 (*imparfait d'atténuation*)」、そして、(2)のように、おもに店員が顧客に用向きをたずねるときにつかう用法を「接客の半過去 (*imparfait forain*)」とよぶ³。一方、日本語においては、フランス語の「丁寧の半過去」にくらべればごく最近の語法であることも一因ではあろうが、いまなお規範性に関する判断にゆれがあり⁴、用法そのものの範囲も狭い。しかしひとまず、(3)のような例を典型的なものとみとめることには、ほとんど異論はないものと思われる。日本語のこうした語法は、フランス語の丁寧の半過去、とりわけ接客の半過去と類似しているようにみえるだけに、より詳細な対照研究をこころみる価値があるものと思われる。

本稿では、フランス語、日本語のいずれの事例についても、ふたつの問題を中心に考えてゆくことにする。第1に、これらの例において、フランス語の半

過去形や日本語の「た」形をもちいることが、なぜ、いかに、「丁寧さ」の意味効果を生むのか、という問題である。そして第2に、第1の問題を考えるうえで必然的に重要になる問題として、フランス語の半過去形や、日本語の「た」形における、時制的用法 (*emploi temporel*) と法的用法 (*emploi modal*) との峻別の問題、すなわち、端的にいえば、これらの例において当該の語形は「過去時」を指示しているのかどうかを問わなければならない。

以下の論述は、つぎのような手順によって進めてゆく。まず2節では、フランス語の丁寧の半過去について考察する。そのうち、2.1節では語調緩和の半過去、2.2節では接客の半過去の各用法について確認し、2.3節でそれらの用法において、半過去は時制的用法であるか否か、すなわち過去時を指示しているか否かという論点を提示する。つづいて2.4節および2.5節で、時制的用法であるとする説のなかでも、あらたな解釈による分析をとりあげる。本稿では、基本的には、それらのあらたな過去説に立脚して議論をおこなうことになる。2.6節で、丁寧の半過去についてのまとめをする。3節は、日本語の「よろしかったでしょうか」型語法を対象とする。そのうち、3.1節では、かならずしも画定しがたい当該の用法の典型的な例を確認する。3.2節では、この用法の「よろしかった」が、終結した事態に対する発話時点における評価を示すとする説を、そして3.3節では、あらかじめ仮になされた判断に対する確認を求める表現であるという説をとりあげて検討する。3.4節では、アスペク的な考察をおこない、この用法における「よろしかった」が未完了相であることの重要性を指摘するとともに、そのことが時間性とどのように関連しあっているかを考える。3.5節では、「よろしかったでしょうか」という形式が丁寧であると感じられるにいたる過程を考察する。4節ではフランス語、日本語の対照にもとづいて、本稿全体のまとめをする。

2. 丁寧の半過去 (*imparfait de politesse*)

2.1. 語調緩和の半過去 (*imparfait d'atténuation*)

まず、語調緩和の例からみてゆこう。

(4) [= (1)] Je **voulais** vous demander un petit service.

(4)では、依頼の意志をあらわす *vouloir* が半過去におかれていることによ

って、現在形であればあまりに直截でぶしつけになる要求が緩和され、「お願いしたい(したかった)のですが」という婉曲な依頼の表明になる。その点で、(4)は、(5)のように条件法現在でも言いかえることができ、(4)と(5)をくらべるかぎりでは半過去と条件法に大差はない。

(5) Je **voudrais** vous demander un petit service.

しかし、語調緩和の半過去がいつでも条件法に言いかえ可能なわけではなく、つぎのような例では違いがあらわれる。

(6) [une femme d'ouvrage étonné de trouver le bureau occupé à une heure tardive] Je **venais** vider la poubelle. (Wilmet 1997, p.389)

(7) *Je **viendrais** vider la poubelle.

(6)における語調緩和の半過去を、(7)のように条件法で言いかえることは不自然である。それはなぜかという点、本稿筆者の考えでは、(4)においては、「さきほどからお願いしたかったのですが…」というように、そして(6)においては、「さきほどからこちらに向かってまいりましたのは…」というように、いずれも語調緩和の半過去にもなお、すくなくとも部分的には、時制的価値がみとめられからであると思われる。(6)であたえられている状況は、じっさいに発話者が事務所に来たときであることから、「さきほどからこちらに向かってまいりましたのは…」という解釈をとりはらうことがむずかしく、半過去のほうが自然になるということではなからうか。Wilmetによるつぎの(8)のような言いかえも、実質的にはそのことをあらわしているように思われる⁵。

(8) Je **voulais**/Je **venais**, mais si ça vous dérange je ne veux plus.

(Wilmet, ad loc.)

半過去で示される事態は、(8)の言いかえの後半にあらわれているように、発話時点にはもはや無効になっている可能性も完全には排除されないものの、基本的には、「かねてよりのものではあるが、明白な、現在の事態 (un événement périmé, mais tangible et actuel)」(Veyrenc 1988, p.244 ; Berthonneau et Kleiber 1994, p.61) が問題になっているといえる。上記では簡単に

「時制的価値」といったが、半過去の時間的用法のなかでもかなり特異な時制的価値なのである。語調緩和の半過去を分析するうえでは、こうした特異な時間性をじゅうぶん考慮にいれなければならないことがわかる。

もうひとつ、語調緩和の半過去で重要な点は、*vouloir*, *venir* といった導入の動詞によって、依頼や要求の内容をあらわす別の動詞の不定法がみちびかれている、ということである⁶。導入の動詞をとりはらって、依頼の内容をあらわす動詞を直接半過去においても、丁寧な表現にはならない。たとえば、つぎの例をみよう。

(9) Je **venais** vous demander si vous ne pouviez pas baisser un peu le son. (Schogt 1968, p.41)

(10) Je vous **demandais** si vous ne pouviez pas baisser un peu le son.
(idem)

(9)はこれまでにみてきたのと同様の語調緩和の半過去であるが、(10)は、同じ依頼をくりかえしてするときに、前回の依頼に言及する言いかたであり、つまり「さっきも頼んだではないか、なぜ応じないのか」という非難の意味あいが出てくるので、語調緩和からはほど遠いものである。

どのような接近法をとるにしても、語調緩和の半過去をうまく説明できるためには、これらふたつの事実をくもりなく説明できることが必須となるであろう。

2.2. 接客の半過去 (imparfait forain)

ふたつめの用法として、接客の半過去の例を確認しておこう。

(11) [= (2)] Qu'est-ce qu'il vous **fallait** comme ruban?

この用法は、店員が顧客の用向きをたずねるときにもらわれるものであるが、やはり動詞を半過去におくことによって丁寧さの意味効果が出るといわれている。

この用法で注意すべきことは、店員が顧客に2人称代名詞 *vous* のほか、3人称代名詞 *il*, *elle* をもちいて、たとえばつぎのようにも話しかけることができる、ということである。

(12) **Qu'est-ce qu'elle voulait**, la petite dame?

(Berthonneau et Kleiber 1994, p.60)

(13) **Qu'est-ce qu'il voulait**, le monsieur? (Maingueneau 1999, p.96)

(14) **Qu'est-ce qu'il lui fallait**, à la petite dame? (Anscombe 2004, p.87)

この現象は、先行研究では、「2人称から3人称への転化」として記述されてきたのであるが、より細かにみれば、単に代名詞のみを2人称から3人称へ変換するものとしてとらえればことたりるわけではなく、重要な制約があることをここで指摘したい。(12)から la petite dame をとりさった(15)、(13)から le monsieur をとりさった(16)、そして(14) から à la petite dame をとりさった(17)は、もとの文とおなじ状況では(すなわち、店員が顧客にむかっていう場合には)、いずれも容認されない。

(15) ***Qu'est-ce qu'elle voulait?**

(16) ***Qu'est-ce qu'il voulait?**

(17) ***Qu'est-ce qu'il lui fallait?**

そればかりか、表面的には(13)から le をとりさっただけの(18)も容認されない。(19)にみるように、文末に (le のない) monsieur をおいても許容される代名詞は、il ではなく、むしろ vous である。

(18) ***Qu'est-ce qu'il voulait**, monsieur?

(19) **Qu'est-ce que vous vouliez**, monsieur?

このことはなにを意味しているのだろうか。それは、(12)から(14)のそれぞれ末尾の la petite dame や le monsieur が、呼格 (vocatif) ではなく、遊離名詞句 (syntagme nominal détaché) である、ということである。一見顧客を3人称代名詞 il, elle でさしめしているようでも、その指示は直接におこなわれているのではなく、il, elle をもちうるためのささえとして十全な名詞句が明示的にあらわれていることが必要とされるということであり、その名詞句を媒介としてはじめて顧客を指示できるということである。

接客の半過去の特徴として第2に注目すべきことは、この用法にもまた、半過去の時間的価値があらわれているということである。Veyrenc (1988, p.

245) も指摘しているように、接客の半過去は、対話のはじめの方でもちいられるものであり、この半過去をもちいつづけて長く対話をつづけるようなことは想像しがたい。かといって、半過去でさし示されうるような発話時点以前の状況がまったく欠けているような場合にもまた、接客の半過去はもちいることはできない。たとえば、Anscombe (2004) によると、客がカフェにはいつてきたのを見て、ただちにギャルソンが注文をとるような場合には、(20)のように現在形をもちいることはできても、(21)のように半過去をもちいることはできない。

(20) Vous **voulez** quelque chose? (ibidem, p.84)

(21) # Vous **vouliez** quelque chose? (idem)

これらふたつの制約はいずれも、前節でもみたような意味での「さきほどからの」、「かねてよりの（しかし発話時点においてもなお有効な）」顧客の必要性を半過去が示すという、時間的価値をみとめなければならないことを意味していると思われる。(21)のように、じっさいの接客がはじまる少し前の状況がわからなくてはもちいることができない一方で、上記で言及した Veyrenc (1988) の指摘する現象にみられるように、もはや接客以前の状況を想起しつづけれないほどあとになるまで半過去をもちいつづけることもできない、ということである。

接客の半過去の分析が適切であるためには、以上にみてきたような点を説明できなければならない。

2.3. 過去説とモダリティー説

周知のごとく、フランス語学では伝統的に、半過去、単純未来、条件法現在など、いくつかの叙法・時制において、時制的用法 (emplois temporels) と法的用法 (emplois modaux) の2大別が基本として考えられてきた。半過去についても、たとえば(22)のように、過去の状態や継続的行為など、未完了相の過去をあらわす例が、時制的用法の典型であるとされ、(23)のように、非現実の仮定をあらわす例が、法的用法の典型であるとされてきた。

(22) Toujours dans le salon et toujours couvé du regard par la mère, M. Jo **apprenait** à Suzanne l'art de se vernir les ongles. Suzanne **était**

assise en face de lui. Elle **portait** une belle robe de soie bleue qu'il lui avait apportée, parmi d'autres choses, depuis le phonographe. Sur la table, **étaient** disposés trois flacons de vernis à ongles de couleur différente, un pot de crème et un flacon de parfum.

(Duras, *Un barrage contre le Pacifique*, p.99)

- (23) Toute affaire que l'on me propose est mauvaise, car si elle **était** bonne, on ne me la proposerait pas. (Maurois, *Bernard Quesnay*, p.6)

半過去の機能全般に関する議論にも、この2大別がかなり投影されているように見うけられる。すなわち、時間性(や、アスペクト性)に基盤があると考えられる接近法と、法的な側面(モダリティー)に本質をみる接近法におおきく分けることができると思われる。先行研究は歴大で、本稿では個々に検討することはできないが、阿部 et alii (2000) の整理をもとにして、若干リストを増減してまとめると、(i) 半過去の未完了アスペクトに立脚する研究として Imbs (1960), Nef (1986), Martin (1987), Curat (1991), Vettters (1993), Wilmet (1997), Gosselin (1999) など、(ii) なんらかの既知の基準点をうけつぐ照応の時制であるところが本質的であるとする考えかたとして Ducrot (1979), Tasmowski (1985), Anscombe (1992) (2004), Moeschler (1993), Berthonneau et Kleiber (1993) (1994) (1997) (2003) など、(iii) 非現実性や、ことなる心的空間への移行など、法的側面に重点をおく研究として Damourette et Pichon (1911-1940), Le Goffic (1986) (1995), Lebaud (1991) (1994), 市川 (1988), 春木 (1999) などがあげられる⁷。

丁寧の半過去についてもまた、これが時制的用法であるのか、それとも法的用法であるのかという点が、先行研究においてひとつの論点になっており、両論がならびたっている。

過去時を指示する時制的用法であるとする説の代表的な例は、つぎの(24)のような論である。

- (24) L'imparfait d'atténuation concerne un fait présent que l'on rejette en quelque sorte dans le passé, pour ne pas heurter l'interlocuteur.

(Grevisse 1993, p.1251)

しかし、事実がいかなる点で過去に位置づけられているのかというもっとも重

要な点について、「en quelque sorte」と隠喩的な言い方にとどまっており、なおほりさげた説明が必要であろう。

一方、法的用法のがわからとらえようとする考えかたの例として、つぎの(25)のような説をあげることができる。

- (25) C'est l'énonciateur qui opère la transition d'un système de repères (le sien) à un autre système de repères (celui de co-énonciateur). C'est là la condition de l'interprétation modale. (Lebaud 1991, p.68)

すなわち、非現実的な仮定をあらわす用法などと同様に、ことなる定位体系 (système de repères) への移行を半過去があらわしているということである。

これらふたつの説には、それぞれに一長一短がある。

まず、過去としてとらえる考えかたは、相手に依頼や質問を切りだす以前から、かねてより (すなわち、未完了ではあるが「過去」に)、依頼内容や質問内容が発話者や対話者の念頭にあったという事実 (2.1~2.2節) と対応していて、その意味で自然な解釈であるといえる。しかし、そのことがなぜ丁寧さの意味効果を生むのかについては、なお説明を要するところであり、それなくしては、この用法における半過去がじっさいに過去を指示しているとする仮説そのものも説得力が減ってしまう。

一方、ことなる心的空間への移行という、モダリティー的なとらえかたは、現実の心的空間からの乖離という点から、緩和や、ひいては丁寧さの意味効果を説明できる反面、あまりにも抽象度の高い図式であるために、他の叙法や時制、たとえば条件法現在にも同様の図式が妥当してしまいかねないという問題があるように思われる。

2.4. あらたな過去説

Berthonneau et Kleiber (1994) は、過去説にくみする論攷であるが、2.1節、2.2節で確認してきたような説明するべきことがらに明確にこたえているという点で、従前の過去説とはちがっている。以下では、かれらの説明のなかで、あらたな意義があると思われる部分をみてゆくことにする。

かれらによると、語調緩和の半過去は、必要に応じて、「単なる、まったくの過去」の価値へと転換できることから、対話者への配慮になるという。たとえば、つぎのような例では、

- (26) Je **voulais/venais** vous demander si vous pouviez me recevoir.
Mais je vois que vous êtes occupé. (ibidem, p.84)

発話者は、前半の発話文を発しながら対話者のようすに着目し、いそがしそうにしていることを見てとったことから、前半とは対比的な後半を発しているのである。後半を発することによってはじめて、前半の半過去の解釈をまったくの過去としての解釈、それも「満了 (révolu)」した過去の解釈にさだめているのであり、前半のみではその点は未決定である。このような未決定性にこそ、語調緩和の半過去が丁寧になりうる余地があるということである。

語調緩和の半過去だけでは、通常の時制的半過去と同様に、半過去でしめされた状況が、発話時点には「満了」しているのか、それとも発話時点にもなお有効であるのかという点については、解釈は両方の可能性にひらかれており、そこから対話者に後者の解釈をひきだしてもらうことによって、婉曲な依頼として解されるにいたるのである。

また、この用法における、導入のための動詞 (vouloir, venir など) の存在については、要求を直接過去に位置づけるのではなく、要求の欲望や要求へとむかう移動を過去に位置づける機能を果たしている。そしてそのことが、対比的に、要求自体はまだ果たされていないこと、したがって発話時点にいたっても有効であることへと解釈をかたむけるはたらきを果たしている。

そして、導入の動詞をもちいているということは、要求自体を直接断定の対象にしていけないという意味で、間接言語行為を果たすものである。丁寧さの意味効果は、部分的には間接言語行為からもきている。

さらに、本稿2.1節で、例(5)と(7)の対比によって確認したような、条件法による言いかえがなりたつかがちがってくるという点についても、Berthonneau と Kleiber は直接には問題にしていないものの、そのちがいを考えるうえでの重要な指摘をしている。かれらによると、導入の動詞をもちいる間接性から出てくるのは、要求が発話時点にも有効であるという上述の解釈だけではなく、それとは逆の、もはや発話時点には有効でないという解釈もありうるのであって、つぎの(27)の例(さきにもた(6)に類する例)がそれにあたるという。

- (27) Je **venais** passer l'aspirateur. (ibidem, p.80)

そのちがいは、かれらによると、*demander* のような動詞が後続する場合とちがって、*passer l'aspirateur* のような行為は言語行為ではないために、導入のための動詞とむすびつくことによって間接言語行為になるという過程がないということである（かれらはそこからさらに一步すすめて、(23) のような例は厳密には「語調緩和の半過去」ではないとまでいっている。しかしその議論は、過去説にとってもっとも好都合な例のひとつを除外することでもあり、両刃の剣であろう）。本稿筆者のたちばからは、2.1節で別の説明を提示したが、Berthonneau と Kleiber によるこの指摘もまた、例(5)と(7)の対比を説明しうるものであると思われる。

つぎに、接客の半過去に関する Berthonneau et Kleiber (1994) の議論をみてみよう。かれらによると、接客の半過去が時制的用法であるゆえんは、店員が顧客に質問をする以前の「近い過去」、すなわち、顧客が店にはいつてきたり、売り場で商品を見ていた状況をさしめしているところにある。そして、じっさいに質問をする以前から、顧客の必要性や購買意欲にきちんと注意をはらっていたことを半過去によって明示していることから、結果的に丁寧さが出てくるという。たしかに、店員は顧客が店にはいつてきたのを見て、その直後につぎの(28)のようにいうことはほとんど考えられない。

(28) [= (12)] *Qu'est-ce qu'elle voulait, la petite dame?*

この考えかたの利点はそれだけではなく、(28)におけるごとき、3人称の使用の理由も同時に説明できることである。対話をとりむすぶ以前の状況にあっては、顧客は（まだ）対話者ではなかったわけであり、まさにそれゆえに3人称がもちいられている、と説明するのである。Berthonneau と Kleiber は、つぎのような、わかりやすい書きかえによってそのことを示している。

(29) *Qu'est-ce qu'elle voulait, la petite dame qui criait tout à l'heure?*
(*ibidem*, p.84)

接客の半過去にそのような意味での過去性をみとめるもうひとつの根拠は、ここでもまた、半過去におかれる動詞に制約があるということである。すでにみた例にも生起していた、*vouloir*, *falloir* をもちいることができるのに対して、*demander* をもちいて(30)のようにいうことはできない。

(30) *Qu'est-ce qu'elle **demandait**, la petite dame? (ibidem, p.78)

その理由は, demander は, vouloir, falloir とちがって, 現に接客がはじまったあとに顧客がおこなう行為であるため, 接客以前をさししめす半過去と不整合をきたすからである。

2.5. 発語内の派生をうながす剰余的標識とする説

つぎに, Anscombe(2004)の提示する説をみておきたい。それは, Berthonneau et Kleiber (1994)による過去説をうけて, さらに Diller (1977)や, Anscombe自身の言語行為論 (Anscombe 1980, 1981など)をうけて構築された, いっそう精緻化された過去説であるとみなすことができる。

Anscombe (2004)の主要な論点のひとつめは, 丁寧の半過去が, 半過去の時制的用法のもっとも典型的なもの (Anscombe 2004, p.84のいう「標準的半過去 imparfait standard」)と, つぎの(i)から(iv)にみるような基本的な性質を共有している, ということである。このことから, 丁寧の半過去を, 時間性の点で標準的半過去に還元することの正当化がなされてゆくことになる。

(i) 半過去の時制的用法は, 「時間的談話空間」(espaces discursifs temporels)を指示する。ここにいう談話空間とは, テーマ (thème) の概念を拡張したものである。半過去がさししめす時間的談話空間は, 明示された, あるいはすくなくとも文脈上容易に画定できる過去の時間帯であり, その時間帯に関して半過去が一定の内容を述べたてるものである。たとえば, 「標準的半過去」では,

(31) *Toto **se présentait** à l'Académie française. (ibidem, p.84)

と「唐突に」(ex abrupto) ということは, 不自然である。それに対して,

(32) En 2000, Toto **se présentait** à l'Académie française. (idem)

はまったく自然である。

このこととまったく並行的に, 接客の半過去においても, 客がカフェにはいつてきたのを見て, ただちにギャルソンが注文をとるような場合には, (33)の

ように現在形をもちいることはできても、(34)のように半過去をもちいることはできない。

(33) [= (20)] Vous **voulez** quelque chose?

(34) [= (21)] # Vous **vouliez** quelque chose?

つまり、「ただちに注文をとる」という状況が、上記でいう「唐突」な状況であり、時間的談話空間が形成されていないと考えるのである。

また、語調緩和の半過去に関しても、おなじくカフェでただちにギャルソンが注文をとりに来た場合には、(36)のように半過去をもちいることはできない。

(35) Je **veux/voudrais** un jus d'orange. (ibidem, p.85)

(36) # Je **voulais** un jus d'orange. (idem)

なぜ半過去が排除されるかということ、ここでもまた、与えられた状況が、時間的談話空間の形成をゆるさないからであると考えるのである。

(ii) 半過去は完全に過去に位置づけられる時間帯に言及する。たとえば、標準的半過去では、つぎのふたつの例の対比でそれをみることができる。

(37) Je vous présente mon ami Max: ce n'est pas un inconnu, il **a fait**/*
faisait la une des journaux. (ibidem, pp.85-86)

(38) Je vous présente mon ami Max: ce n'est pas un inconnu, **la semaine dernière**, il **a fait/faisait** la une des journaux. (ibidem, pp.86)

(37), (38)のいずれでも容認される複合過去とちがって、半過去は, *la semaine dernière* と明確に過去の時間帯に言及する(28)でのみ容認される。

同様の観察が、丁寧の半過去に関しても可能である。まず、語調緩和の半過去に関しては、教室にオーヴァーヘッドプロジェクターをとりに来た教員と、その教室で講義をしている最中のかれの同僚とのあいだでかわされると想定される、つぎのような対話が例としてあげられている。(39)は同僚が授業を中断して話しかける例であるが、(40)はそれがなくて、オーヴァーヘッドプロジェクターをとりに来た教員からいきなり話しかける例である。

- (39) - Bonjour ! Qu'est-ce que je peux faire pour vous?
- Oui, bonjour ! Je **veux**/je **viens**/je **venais**/je **voudrais**/je **voulais**
prendre le rétroprojecteur. (idem)
- (40) Si ça ne vous dérange pas, je **veux**/je **viens**?/je **venais**/je **voudrais**/*
je **voulais** prendre le rétroprojecteur. (idem)

後者の状況では、指示される状況が十全に過去に位置づけがたいため、je voulais...とはいえず、je venaisも不自然になる。相手のじゃまになること (dérangement) は現在ないし未来に位置づけられるものであるが、教室にきた理由はあくまでも過去に位置づけられる。したがって、(39)のように教室にきた理由があらかじめ焦点化されていれば、je voulais...や je venaisといった半過去がもちいられうる。

つぎに、接客の半過去に関しては、つぎのような2組の例の対比に、「十全な過去性」の制約があらわれるという。

- (41) Qu'est-ce qu'il lui **faut**, à la petite dame? / Vous **avez** besoin d'autre chose? / Vous **souhaitez** voir un article en particulier? (ibidem, p.87)
- (42) Qu'est-ce qu'il lui **fallait**, à la petite dame? / Vous **aviez** besoin d'autre chose? / Vous **souhaitiez** voir un article en particulier? (idem)
- (43) Qu'est-ce que je lui **sers**, à la petite dame? / Vous me **montrez** une pièce d'identité? / Est-ce que ça vous **dit**, un petit alcool? (idem)
- (44) ??Qu'est-ce que je lui **servais**, à la petite dame? / *Vous me **montriez** une pièce d'identité? / *Est-ce que ça vous **disait**, un petit alcool?
(idem)

(41)のように、必要性や欲求などをあらわす動詞 (これを Anscombe は、目的指向型の動詞 *verbes téliques* とよんでいる) がもちいられている場合には、(42)のようにそれらを半過去におくことができるが、(43)のように、動詞がじっさいの供給などをあらわす場合には、(44)にみるように、半過去におくことができな。必要性や欲求は、接客の場面からみると、「厳密な過去」(*passé stricte*) に位置づけられるものである、と Anscombe (ad loc.) はいつている。

しかし、本稿筆者のみるところでは、この点には疑問の余地がある。ほんとうに必要性や欲求を「厳密な過去」に追いやることができるのであれば、顧客は店から立ち去っていることであろう。顧客が店にいつづけ、店員との対話に応じている以上は、現在もお必要性や欲求をもちつづけていると考えるほうが自然であろう。また、店員もそれが当然わかったうえであえて半過去をもちいているのではなかろうか。(ただし、のちにみるように、Anscombe 自身も、半過去であらわされる状況の「現在への延長」を語っており、この点は一方でみとめているものと思われる。しかしそうであれば、こんどは「厳密な過去」へと必要性や欲求を位置づけることとの兼ねあいが問題になるであろう)

(iii) 半過去が示す事行は、問題となる時間的談話空間の内在的性質 (propriété intrinsèque) として提示される。たとえばつぎのような、性質をのべる文では、

(45) Louis XIV **avait**/ ***a eu** le nez bourbon. (ibidem, p.88)

(46) Autrefois, cette porte **donnait**/ ***a donné** sur le cour. (idem)

複合過去は排除され、半過去のみが許容される。

これと同様のとらえかたができる語調緩和の半過去の例として、Anscombe (2004) は、つぎのような例をあげている。

(47) Je **veux** une entrée, et ensuite, une côte de bœuf bien segnante.

(ibidem, p.88)

(48) Je **veux** une entrée, et ensuite, je **veux** une côte de bœuf bien segnante. (idem)

(49) Je **voulais** une entrée, et ensuite, une côte de bœuf bien segnante. (idem)

(50) Je **voulais** une entrée, et ensuite, ?? je **voulais** une côte de bœuf bien segnante. (idem)

現在形の場合は、(47)のようにつづけることも、それを(48)のように分けていうこともできるのに対して、半過去をもちいた場合は、(49)のようにはいえても、(50)のように分けることはできない。(47)、(49)のようにつづけると、「前菜と、そのあとで牛のあばら肉」が欲しい、というひとつの事態であるのに対して、(48)、(50)

のように分けていうと、「前菜が欲しい」という事態と、そのあとで「牛のあばら肉が欲しい」という事態のふたつが継起するという解釈になり、この継起の解釈が、ほんらい「性質」がもっているはずの均質性をそこなうのである。

つぎに、接客の半過去に関しては、

- (51) Qu'est-ce qu'il lui **faut**, à la petite dame, ensuite? / Et ensuite, qu'est-ce qu'il lui **faut**, à la petite dame? (ibidem, p.89)
- (52) Vous **avez** besoin de quoi, ensuite? / Et ensuite, vous **avez** besoin de quoi? (idem)
- (53) Vous **souhaitez** voir quoi, ensuite? / Et ensuite, vous **souhaitez** voir quoi? (idem)
- (54) Qu'est-ce qu'il lui **fallait**, à la petite dame, ensuite? / Et ensuite, qu'est-ce qu'il lui **fallait**, à la petite dame? (ibidem, p.89)
- (55) Vous **aviez** besoin de quoi, ensuite? / Et ensuite, vous **aviez** besoin de quoi? (idem)
- (56) Vous **souhaitez** voir quoi, ensuite? / Et ensuite, vous **souhaitez** voir quoi? (idem)

(51)から(53)のように、動詞が現在形の場合は、それぞれのはじめの文の文末の *ensuite* を、文頭の *Et ensuite* におきかえていうこともできるのに対して、(54)から(56)のように、動詞が半過去のときには、そのようなことはできない。その理由は、文末の *ensuite* はさきにでてきた事態からのつづきとして *ensuite* をともなう事態を示すのに対して、文頭の *Et ensuite* は、事態をふたつに分け、新たな事態を導入するはたらきがあるため、やはり継起の解釈になり、それが「性質」がもっているはずの均質性をそこなうからである。

(iv) 半過去は均質なブロックとして時間的談話空間を質的に限定する。この点は前項 (iii) と密接に関連していることである。たとえば、標準的半過去については、

- (57) La nuit derinière, j'**ai dormi** profondément jusqu'à 2h du matin.
(ibidem, p.89)
- (58)?? La nuit derinière, je **dormais** profondément jusqu'à 2h du matin.

(idem)

(58)にみられるように、*jusqu'à 2h du matin* ということによって、時間的談話空間 *la nuit dernière* の均質性が阻害されているため、半過去をもちいることができない。

この点はほぼ前項の延長で理解できることである。Anscombe (2004) でも例証は語調緩和の半過去に限定して、つぎのような例があげられている。

- (59) A (le garçon) : - Messieurs, vous avez fait votre choix?
 B (un des clients) :
 a) - Oui, je **veux** le menu du jour, mais sans l'entrée.
 b) - Oui, je **veux** le menu du jour, mais pas l'entrée.
 c) - Oui, je **voulais** le menu du jour, mais sans l'entrée.
 d) - Oui, je **voulais** le menu du jour, ??mais pas l'entrée.
 e) - Oui, je **voulais** le menu du jour, *mais je ne **voulais** pas l'entrée.
 (ibidem, pp.89-90)

a) b) にみるように、現在形には制約はない。しかし半過去になると、c) は「前菜なしの日がわりセット」というひとまとまりのものへの均質の欲求を示すのに対して、d), e) とすすむにつれて、欲求と非=欲求との異質性が導入されることにより、容認度が下がる。

以上のような、丁寧の半過去が標準的半過去のおもな性質を共有しているという事実を論拠として、Anscombe (2004) は、丁寧の半過去がまったくの時制的用法であると主張するのである。

つぎに、Anscombe (2004) の論攷のうち、言語行為論にかかわる側面をみておこう。

まず、概念的わくぐみとして、「申し出」(*requête*) というものが想定される。「申し出」の定義は、「話者 L によっておこなわれる言語行為で、対話者をして、(話者をよろこばせる) 行為 A をするか、しないかを選択せしめるもの」ということである。「申し出」はさらにふたつの下位分類にわけられる。ひとつは「依頼」(*demande*) で、「L がみずからの利益になるものとして提示する申し出」

として定義される。たとえばつぎの文を発することによって果たされる行為である。

(60) Pouvez-vous me dire la date d'aujourd'hui? (ibidem, p.90)

もうひとつは「提供」(offre)で、こちらは、「Lが対話者の利益になるものとして提示する申し出」と定義される。たとえばつぎの文を発することによって果たされる行為である。

(61) Qu'est-ce que je peux vous offrir? (idem)

そして、丁寧の半過去は、まさにその「申し出」をするときにもちいられるという。それは、平叙文のときには「依頼」であり、疑問文のときは「提供」であるという。それらふたつの下位分類は、前者が本稿であつかっている「語調緩和の半過去」、後者が「接客の半過去」に対応しているといえる。

「依頼」と「提供」を区別するひとつの形式的基準として、s'il vous plaît+依頼、à tout hasard+提供、という共起関係がある。これらのくみあわせを逆にすると、つぎの(63)のように、容認されない文になる。

(62) J'ai mal à la tête. Pouvez-vous me donner une aspirine, **s'il vous plaît?** (ibidem, p.92)

(63) *J'ai mal à la tête. Pouvez-vous me donner une aspirine, **à tout hasard?** (idem)

丁寧の半過去に適用すると、つぎのようになる。

(64) **S'il vous plaît**, j'avais besoin d'un maillot de bain. (ibidem, p.93)

(65) **S'il vous plaît**, je désirais vous présenter des excuses. (idem)

(66) Qu'est-ce qu'il lui fallait, à la petite dame, **à tout hasard?** /?? **s'il vous plaît?** (idem)

(67) Vous aviez besoin d'autre chose **à tout hasard?** / ***s'il vous plaît?**

(idem)

(66), (67)のような「接客の半過去」には *s'il vous plaît* は共起せず, *à tout hasard* のみが共起する。

Anscombe (2004) も Berthonneau et Kleiber (1994) と同様, 間接言語行為を丁寧の半過去の重要な特徴であるとしているが, 理論の詳細はことなる。間接言語行為 (Anscombe の用語では, 「派生的発語内行為」(*acte illocutoire dérivé*) は, 遂行文の字義的な「原初的行為」(*acte primitif*) から, 談話法則 (*loi de discours*) によって派生されるものである。この派生による迂路を介することが, 丁寧さの源泉であるという。たとえば,

(68) **Pouvez-vous me passer le sel?** (Anscombe 2004, p.95)

においては, 疑問という原初的行為から, 「対話者に行為 A を実行する能力があるかどうかをたずねることは, 対話者に A を実行してもらいたいと依頼することである」というような談話法則により, 依頼という派生的行為がみちびきだされる。しかしながら, このままでは, 談話法則の適用は義務的ではない。そこで言語は, 談話法則を適用し, 派生的言語行為をみちびきだすことを促進するための道具だてをもっている。それが, Anscombe のいう「剩余的標識」(*hypermarqueur*) である。

「剩余的標識」のひとつの例としてあげられるのは, Diller (1977) の論ずる条件法である。たとえば, つぎのような例について,

(69) **J'aime que tu m'embrasses.** (Diller 1977, p.11 ; Anscombe 2004, p.95)

(70) **J'aimerais que tu m'embrasses.** (*idem*)

(70)のように動詞を条件法におくことによって, 直説法現在の(69)のときにはなかった, 「依頼」の意味があらたに派生されるようになる。(69)でいわれているような断定の原初的行為から, 「依頼」の派生的行為への移行は, 「なにかを好むと言明することは, そのことを実現してほしいという依頼になる」という談話法則によってなされる。この談話法則の発動をうながす「剩余的標識」として条件法がある, ということである。

Anscombe は, 半過去もまた, 談話法則の発動をうながす「剩余的標識」

であると主張する。すでに見てきた例からもわかるように、半過去におかれる動詞はかぎられており, chercher, désirer, avoir besoin de..., falloir, avoir à..., souhaiter, avoir l'intention de...など, いずれも, 対象 *x* の獲得または行為 *A* の遂行をめざす, 目的指向型 (télitique) の動詞である。このことから, つぎのような談話法則が想定できる。「ある必要を肯定することは, その必要をみたしてもらいたいという依頼である」(L'affirmation d'un besoin est une demande de satisfaire ce besoin, ibidem, p.96)。たとえば, つぎのようなありふれた例にもこの談話法則は貫徹されている。

(71) **J'ai besoin d'un stylo.** (idem)

(72) **Il me faut un numéro de téléphone où vous joindre.** (idem)

(71)や(72)のような直説法現在の例からも, 談話法則によって依頼の価値はみちびきだせるのであるが, それにくわえて, いわば上乘せではたらく装置として, 「剩余的標識」たる半過去があるというのである。

Anscombe (2004) にとって, このこる問題は, この談話法則の発動をうながすためになぜ半過去がとりわけ適しているのか, ということである。とくに, おなじ過去時制でも, なぜ複合過去ではないのか。よくいわれるように, 「複合過去は現在へと『延長』される (le passé composé peut «être prolongé» jusqu'à présent, ibidem, p.97)」のであればなおさら, 複合過去がもちいられてもよさそうなのに, じっさいには, つぎの例にみるように, 「丁寧の半過去」がもちいられるところで複合過去をもちいることは不自然である。

(73) A: - Est-ce que je peux vous aider, madame?

B: - Je **cherchais** du beurre, et je n'en ai pas trouvé. ??? **J'ai cherché** du beurre, et je n'en ai pas trouvé. (idem)

この問題への Anscombe の答えは, 「現在への延長」の概念が曖昧であり, つぎのふたつを区別しなければならない, ということである。第1は, 過去時制で示された状況の結果が現在におよんでいるという意味合いである。つぎの2例にみられるように, この意味での「現在への延長」をうまく表すことができるのは, 複合過去であり, 半過去ではない。

- (74) On ne peut pas entrer par cette porte: hier, la clé **s'est cassé** dans la serrure. (idem)
- (75) On ne peut pas entrer par cette porte: * hier, la clé **se cassait** dans la serrure. (idem)

第2は、過去時制によってあらわされた状況が占める時区間が、そのまま現在まで膨張 (dilater) されうるという意味である。こちらを示しうるのは半過去である。

- (76) Max habite peut-être encore à Paris: ? il y **a habité** l'année dernière. (ibidem, p.98)
- (77) Max habite peut-être encore à Paris: il y **habitait** l'année dernière. (idem)

丁寧の半過去に関しては、半過去によってしめされた必要性は現在まで膨張させられ、現在の必要性として解釈されるにいたることから、談話法則の発動がうながされる、というのが Anscombe の結論である。

以上でみてきた Anscombe (2004) の議論は、Berthonneau et Kleiber (1994) によるあらたな過去説をさらに精緻にし、また、言語行為論の方面からも周的な補完をしており、今後、丁寧の半過去を論じるうえで重要な依拠点になるものと思われる。

しかしながら、問題点は、丁寧さの価値を発語内の派生による迂路を介するところにもとめるのであれば、もともとそうした過程を有する (71) (72) のような直説法現在の例でも十分に (半過去の例と同等に) 丁寧であるとみとめられなければならない、ということである。ところが実際には、(71) (72) のような例に比べれば、半過去においたほうが丁寧に感じられるのであり、半過去であることによって出てくる丁寧さをまた別に説明しなければならない。

2.6. 丁寧の半過去に関するまとめ

以下では、これまで諸説を参看しながら随所に示してきた本稿筆者の見解をまとめ、また、足りないところは補完しながら、フランス語の「丁寧の半過去」に関するさしあたりの結論を示すことにしたい。

丁寧の半過去といわれる用法において、半過去が果たしている機能は、直接

的にはきわめて時制的なものであり、明確に過去時を指示している。そのことは、2.1節でみた語調緩和の半過去を条件法で言い換えることができない例、そして2.2節でみた、入店直後の接客には接客の半過去が使えない例からあきらかである。いずれの場合も、半過去がさししめす「いましがたの状況」が必要になるのである。

丁寧の半過去のうち、語調緩和の用法においては、半過去は、対話者への依頼内容を欲求しつつあった、あるいは依頼をする場所へとむかって移動しつつあった近い過去を、未完了相のもとで示す。そのことと、現に発話者がなんらかの依頼のためにこそ発話の場において、対話者に話しかけているという言語外的状況とがかわさった結果として、未完了の過去として示された欲求は、「かねてよりのものではあるが、明白な、現在の事態(un événement périmé, mais tangible et actuel)」として解釈されるにいたる。ひとつには、この迂路を介することによって、間接的表現であるがゆえの丁寧さが出てくるのである(ここでいう「迂路」は、Anscombe のいう発語内の派生の迂路とはちがっている。発語内の派生もたしかに存在しているものの、丁寧の半過去そのものの丁寧さを生むメカニズムではないと考える)。

一方、半過去の潜在的解釈として、発話時点においてはもはや当該の依頼は有効ではないという読みの余地も皆無というわけではない。この潜在的なことなる解釈に余地をのこしていることもまた、ことと次第によっては依頼者たる発話者がひきさがる可能性もあることを意味していることから、丁寧さを生むもうひとつの過程であると考えられる。

語調緩和の半過去の丁寧さは、これらふたつの要因からきているのである。

また、導入の動詞(vouloir, venir)の存在が必須で、依頼や要求をあらわす動詞自体を半過去においても丁寧の半過去にならないという点については、単に、導入の動詞であらわされる状況しか実際の過去時に位置づけることができないという事実に理由をもとめられるように思われる。すなわち、依頼や要求をあらわす動詞自体を半過去においた場合には、それが丁寧の価値を生まないという以前に、そもそも事行の過去への位置づけ自体がうまくゆかないということである。もっとも、依頼や要求の動詞を半過去においたつぎのような文は許容されるが、

(78) [= (10)] Je vous **demandais** si vous ne pouviez pas baisser un peu le son.

この場合は、依頼の事実関係そのものが変わっている（すでに過去に一度依頼している）ことに注意しよう。

接客の半過去においてもまた、半過去は、直接的には、近い過去における顧客の必要性や購買意欲を、未完了相のもとにさししめしている。顧客は現に店頭にいつづけており、店員と対話をとりむすんでいるという言語外的徴候のたすけもあり、当初は過去時に位置づけられた必要性や購買意欲が、発話時点においてもなお有効であるという解釈がなされるにいたる。ここでは、語調緩和の半過去とちがって、半過去におかれた事行がもはや満了した (*révolu*) 状況として解釈される余地は、仮説的にさえ、ありえない。こうした解釈と矛盾しない過去時制は、ただひとつ、未完了相である半過去しかない。

そして、顧客の必要性や購買意欲を、まずは未完了の過去としてとらえることにより、発話者である店員は、顧客に対して、持続する注意をゆきとどかせていることを示し、そこから結果的に丁寧の価値が派生してくるものと考えられる。

また、つぎの例にみられるような3人称の使用については、

(79) [= (28) = (12)] *Qu'est-ce qu'elle **voulait**, la petite dame?*

(80) [= (13)] *Qu'est-ce qu'**il** **voulait**, le monsieur?*

それが単なる2人称から3人称への代名詞のみの転換ではなく、すでに2.2節で指摘したように、*la petite dame*, *le monsieur* のような十全な名詞句をささえとすることにあらためて着目しよう。こうした十全な名詞句を、あえて現実には2人称の対話者に関してもちいることは、事態をあたかも「語り」(*récit*) のようにえがきだし、指示対象をその「語り」の登場人物 (*protagoniste*) として示しなおす効果があると思われる。その効果は、上記であくまでも時制的であるとした半過去の機能とは一見あいられないようにみえるかもしれないが、かならずしもそうではない。もとより、半過去によって示される過去の時空は、それだけでも発話時空からはへだたっているのであり、当然、語りの圏域にもなりうるものである。したがって、場合によって(十全な名詞句とともに)3人称がもちいられることは、半過去の時制的価値とも協調しあっているのである。

最後に、Anscombe (2004) の言語行為論、とりわけ発語内の派生とのかかりについて一言しておきたい。すでに前節の末尾でのべたように、発語内

的派生は丁寧の半過去自体の丁寧さを生み出す要因ではないと考えられる。しかし、欲求の表現から依頼という行為にむかう発語内の派生、そしてそれをうながすマーカーとしての半過去という分析自体は正当なものであり、また本稿筆者の説とも大わくでは矛盾しないと考える。本稿筆者は、渡邊 (1998), (2001), (2004) で、上記でもふれるところのあった Diller (1977) の発語内の派生による分析のほか、Confais (1990) の「状況への関与性」論をも参考にしながら、条件法の分析において、時間的前後関係や概念的 (因果的) 前後関係によって、事態と事態、あるいは発話文と発話文のあいだに「連続性」がとりむすばれるという図式を提出した。そして、条件法の形態素-raït にふくまれる-ait は半過去の形態素でもあること、また半過去の多くの用法に同様の「連続性」がみられることから、この「連続性」の標示は、より細かにいえば、半過去の形態素の機能であるという仮説を提出した。この「連続性」の原理は本稿であついている丁寧の半過去にも貫徹されていると考えている。じっさい、「連続性」によって因果関係をたどってゆくことこそ、とりもなおさず、依頼の解釈をみちびき出す派生 (Anscombe のいう発語内の派生) をうながすこととつながっているのである。

3. 日本語の「よろしかったでしょうか」型語法

つぎに、日本語の「よろしかったでしょうか」型語法に目を転じ、これまでにみてきたフランス語の半過去に関する議論も参考にしながら論じてゆくことにする。以下では、この語法に属すると見られる例には、どのようなものがあるかを確認することからはじめよう。

3.1. 「よろしかったでしょうか」型語法の典型例

この用法は、本稿冒頭でも少しふれたように、まだかならずしも完全には固まっていない慣用でもあることから、その範囲が截然とは画定しがたいところがある。しかし、典型的とみられる例、頻繁にもちいられる発話文に関するかぎりは、ある程度の共通理解がえられると思われる。ここでは、既刊のいくつかの文献が言及している例を中心に、典型的な文例をみてゆくことにする。

まず、塩田 (2002) には、つぎのような例があげられている。

(81) 店員「いらっしゃいませこんにちは。店内でお召し上がりでよろしか

ったでしょうか」(ibidem, p.71)

この例が「た」の用法として新しいところは、店に入ってきたばかりの客にはじめて声をかけるときにもちいられるという点にある(塩田 2002の用語でいう「いきなり用法」)。その意味で、つぎの(82)のように、先だつ客の注文を確認したり(おなじく「記憶確認用法」)、(83)のように、先だつ店員の行為の妥当性を事後的に確認する(おなじく「妥当性確認用法」)、既存の用法とはちがっている、ということである。

(82) 客「みそラーメンお願いします」

店員「かしこまりました」

(しばらくしてから)

店員「さきほど注文されたのはみそラーメンでよろしかったでしょうか」
(idem)

(83) (店員が品物を包装しおわってから)

店員「ご自宅用に包装してしまいました、よろしかったでしょうか」
(idem)

つぎに、北原(2004)には、つぎのふたつの例があげられている。

(84) ご注文は以上でよろしかったでしょうか。(ibidem, p.34)

(85) 奥さまでいらっしゃったでしょうか。(idem)

(84)は、レストランなどで、注文をとりおわるときに店員がもちいる表現として引かれている。(85)は、電話でこのようにたずねられ、「『今も奥さまですけど...』と言いたくなかった」(idem)という意見もよせられたとのことである。

また、秋月(2005)は、つぎのような、いずれも「よろしかったでしょうか」で終わる例をあげている。

(86) メニューのほう、お下げしてもよろしかったでしょうか。

(秋月 2005, p.119)

(87) こちらの席でよろしかったでしょうか。(ibidem, p.120)

- (88) ご注文は、チーズバーガーとポテトでよろしかったでしょうか。(idem)
(89) 窓、お拭きしてもよろしかったでしょうか。(idem)
(90) クレジットカードのお支払いでよろしかったでしょうか。(idem)
(91) お飲み物のほうはよろしかったでしょうか。(ibidem, p.131)

秋月(2005)の提示によると、(86)は、ファミリーレストランで注文がわったあと、店員がメニューをひきあげるときに、(87)はファミリーレストランで店員が客を席に案内するとき、(88)はファーストフード店で注文を確認するとき、(89)はガソリンスタンドで給油するとき、(90)は大型電器店でクレジットカードを客が出したときに、いずれも店員がもちいる表現である。

同様に秋月(2005)によると、(91)は、ファーストフード店で注文後に店員がいう例である。ただしこの例は、これまでの例からはやや異質である。(91)では、「よろしかったでしょうか」のなかにふくまれる、「よろしい」の意味が、(90)までの例とはまったくちがっていることに注目しよう。(90)までの例では「よろしい」は、「必要に適合している」という意味であったのに対して、(91)では「不要である」という意味であり、全体として、「飲み物は不要かどうか」をたずねているのである。結果的には、婉曲な売り込みと解することができる。

これまでみてきた例はいずれも、「よろしかったでしょうか」「いらっしゃったでしょうか」のどちらかで終わっているが、それ以外には、たとえばつぎのような例をつけくわえることができる。

- (92) 会員カードはお持ちだったでしょうか。
(93) つくば銀行カードはお持ちだったでしょうか。

(92)、(93)の文は、ふたつのことなる文脈でもちいられる。(92)は、その場面で使用できるカードがあるかを問う場合(たとえば、大型電器店で、現金払いのときにポイントを蓄積するカードをもっているかを問う場合)であり、(93)は、その場で使うわけではないが、カード会員の勧誘のために声をかけている場合(たとえば銀行の店内で、その銀行の口座からひきおとすクレジットカードをつくる顧客を募集している場合)である*。前者は(90)の状況と類似しており、後者は(91)の状況と類似している。これらの文脈によってまた、丁寧さのありようは微妙にことなると考えられる。

3.2. 「過去の事態に対する現在における評価」とする説

北原 (2004) ⁹⁾ は, (94)の例が,

(94) [= (84)] ご注文は以上でよろしかったですか。

「た」をもちいない「ご注文は以上でよろしいでしょうか」という形とならんで許容される理由として、「よい(よろしい)」と「よかった(よろしかった)」を対比しつつ、つぎのようにのべている。

(95) 「よい」は現在のことについての現在における評価を表します。「注文はこれでよい」は、現在注文している、その注文の内容はこれでよい、ということです。それに対して、「よかった」は、過去のことについての現在における評価を表します。「昨日の注文はよかった」は、昨日という過去において行った注文について現在振り返ってよかったと評価しているのです。[中略]「ご注文は以上でよろしかったですか」の「ご注文」が過去のことと見なすことができれば許される表現ということになるわけです。注文をいろいろして、し終わった、それは現在の注文ではあるけれども、し終わった過去の注文でもあります。注文が過去のことと見なされれば、「先ほどの注文はあれでよろしかったですか」に準ずるような表現として許されるのではないのでしょうか。(ibidem, pp. 36-37)

すなわち、過去をあらわす「た」をもちいて「よろしかったですか」と問うことは、「注文」という、「終わった」事態、過去の事態に対して、現在の評価・判断を問うことである、とする議論である。

この考えかたは、「注文」のようなはっきりとした事態が先行している場合にはたいへんうまくゆく。しかし、たとえばつぎの例のように、

(96) [= (81)] いらっしゃいませこんにちは。店内でお召し上がりでよろしかったですか。

(97) [= (89)] 窓、お拭きしてもよろしかったですか。

そうした先行する事態がかならずしも明確でない場合は、いかなる「過去の」、
「終わった」事態に対する評価を問うているのが問題になると思われる。(96)

の例は、すでにみたように、対話を切りだすときにもちいられており、「終わった」事態はまだどこにもないというべきであろう。また、(97)の発話文は、顧客が窓拭きの必要性に関してまったく言及していないときにももちいられる。もちろん、これらの場合でもやはり、顧客が暗黙にしていた必要性が、先行の事態として潜在している、という想定をすれば、大わくとしての説明は保持できるかもしれないが、そうした事態が、いかなる点で「終わった」ものとしてとらえることができるのかを明らかにするには、困難がともなうように思われる。¹⁰

また、(95)のなかでは、「昨日の注文はよかった」という文を例にとって事態・判断の時間関係を論じているが、それを「よろしかったでしょうか」という例における事態・判断の時間関係へとそのまま適用できるのか、という点も考察の余地があるように思われる。というのも、それらふたつのあいだには、註9でふれた、北原(2005)で指摘されている「よい」と「よろしい」の語彙的な相違以外にも、平叙文・疑問文の差異があり、さらには、「よろしかった+でしょうか」という重層的な形式には、単独の「よかった」にはあらわれていない判断の次元¹¹がつけくわわっている、というちがいがあからである。

3.3. 「予備的判断」説

いっぽう、塩田(2002)および秋月(2005)¹²は、とくに判断時点の問題に関して、北原(2004)とはちがった考えかたを提示している。

(98) [= (86)] メニューのほう、お下げしてもよろしかったでしょうか。

(99) メニューのほう、お下げしてもよろしいでしょうか。

(秋月 2005, p.125)

(98)のようにたずねて、客の肯定的な返事を聞いてからメニューを下げる対応(A)と、(99)のようにたずねて、客の肯定的な返事を聞いてからメニューを下げる対応(B)とを比較して、秋月(2005)はつぎのようにいっている。

(100) 現在形を用いた(8) [ここでいう(B)] では、客は、メニューを下げるという行為を行っていかどうかの判断が求められている。したがって、「よろしいですか」と言われた客は、いいか悪いかを客自身が判断して、店員に伝えなければならない。これに対し、過去形を用いた(9) [= (A)]

で客に求められているのは、メニューを下げるという行為を行っていいかどうかの確認である。つまり、(9) [= (A)] の対応では、すでに、店員が、注文が済んだらメニューはいらぬという一般常識にもとづいて、メニューを下げていいという判断を行った上で、その判断に対する確認を客に求めているのである。(ibidem, p.127)

このように、「～してよい」という判断は、仮のものであるとはいえ、すでに発話時点にさきだって発話者によって予備的になされているのであり、そのようなあらかじめの判断を提示することにより、客に判断の負担を負わせないという意味での丁寧さが、「よろしかったでしょうか」型語法にはある、とする説である。

この説の利点は、「よろしかったでしょうか」というように、この語法がつねに疑問文の形でもちいられることの意味が説明できるということである。北原(2004)の説では、「よかった」という平叙文の例示によって、「現在における判断」が問題になっているとしているが、発話者のがわからずには、自分が発話にさきだってかりに予備的判断をした時点においてならともかく、現在においては判断しきれないからこそ、疑問文をもちいて「よろしかったでしょうか」というように、(確認といえども)最終的判断を顧客にゆだねているのである。

しかし、秋月(2005)の説にも問題点はある。それは、「よろしかったでしょうか」以外で終わる例、たとえば、つぎのような例には適用しがたいということである。

(101) [= (85)] 奥さまでいらっしゃったでしょうか。

(102) [= (93)] つくば銀行カードはお持ちだったでしょうか。

(101)においては、たとえあらかじめ「電話に出てこられたのは、この家庭の奥さまであろう」という判断が発話者によってなされていたということのみとめるにしても、そうであるからといって、こたえるがわの「判断の負担」が軽減するとは考えにくい(むしろ、こたえるがわとしては、もともと「判断の負担」はかぎりなくゼロに近いといってよいであろう)。また、(102)では、そもそも、発話者が顧客に関して「このお客さまはカードをお持ちだろう」というように方向づけられた予備的判断をおこなっているとは考えられない。む

しろ、もっているか、もっていないかの推測に関しては中立的なまま、質問におよんでみるとみるほうが自然であろう。

塩田 (2002) もまた、「た」が示しているのは、発話者による予備的判断が過去になされたことであると考えており、その点では秋月 (2005) と方向性をおなじくする。塩田 (2002) は、(96)の例に関して、つぎのように分析している。

- (103) 「よろしかったでしょうか」と言うからには、「私が推察したところこちらでお召し上がりのお見受けしましたが」という意図があると言えるだろう。事前に客に関することを「推察」するのも店員の職務の1つであるとすれば、この言い回しは、「事前推察」の職務を私は(一応)果たしている、ということの表明であると言える。そして、その「事前推察」の結果が正しいか(正しかったか)どうかを、客に問うているのである。
[中略] この背景には、「事前に推察して、その妥当性を確認する形式をとったほうが、相手に対する配慮になる」という発想があると言えるだろう。(ibidem, p. 81)

そして、事前の推察をおこなったうえで、その「確認」を求めるという点では、この用法は、まったく新たな用法というわけではなく、従来からある「確認」用法(本稿では3.1節のみ)の拡張である、としている(ibidem, p. 82)。「確認」用法もまた、「よろしかったでしょうか」語法とおなじく、時制関係だけに着目するとあくまでも「現在」のことがらについての質問である(詳細は次節3.4参照)という共通性にかんがみても、きわめて妥当な説であると思われる。

さらに、秋月 (2005) が、「客のわずらわしさへの配慮」という、言語外的な要因にまでふみこんで仮説をくみだしているのに対して、塩田 (2002) は、事前の推察をおこなうこと自体に、顧客に対する配慮をみていることにも注目しよう。

この説の利点は、第1に、すでに秋月 (2002) に関するものべた、疑問文におかれていることの意味合いを説明できることである。そして第2に、秋月 (2002) の仮説ではうまく説明できない、(100)のような、顧客がわの「判断をおこなったうえでの返答」の負荷が(ほとんど)ない例について、電話に出てきたのが「奥さま」であるという事前の推察がおこなわれているというよう

に説明できる場所である。

ただし、問題点は、(102)のような例について、「おそらくこのお客さまはカードをお持ちだろう」あるいは「おそらくお持ちでないだろう」のいずれの「事前の推察」がなされているともさだめがたいことである。(102)のような文を発するにあたっては、発話者は、みずからの「事前の推察」「予備的判断」によっていずれかの方向性での（仮説的）結論に達したうえでそれを妥当かどうか確認しているわけではなく、むしろ、せいぜい、「このお客さまはカードをお持ちだろうか」と自問したにすぎないのではなからうか。そしてその、「あらかじめ自問した」ことにもとづいて、その自問をさししめすかたちで、「た」をもちいているのではなからうか。そうであるなら、(102)の例の適切なパラフレーズは、およそつぎのようなものになると考えられる。

(104) さきほどから、つくば銀行カードをお持ちかどうかと思っておりましたが、いかがだったでしょうか。

3.4. 未完了アスペクトと過去性

「よろしかったでしょうか」という質問の主眼は、あくまでも発話時点に、ある行為をしてもよいかをたずねたり、発話時点における顧客の必要性をたずねたりしているというところにあると考えられる。その証拠に、たとえば、

(105) [= (89)] 窓、お拭きしてもよろしかったでしょうか。

という質問に対して、

(106) # 5分まえなら拭いてもらってもよかったのですがね。

というように答えることは、この語法を非難するメタ言説としてならともかく、(105)への直接の応答としてじゅうぶんに情報を与えているとは解されない。(105)で質問の主眼になっているのは、「窓を拭いてもらってよい」と、過去時にではなくいま顧客が考えているかどうかである。すなわち、「よろしかったでしょうか」型語法における過去形「よろしかった」は、過去形といえども未完了アスペクトを示しているのであり、したがって、あくまでも、現在にも延長されうるような過去なのである。そうであるからこそ、「よろしかったで

しょうか」との発話文により、実質的には、いまま「よろしい」ままでありつづけているかどうかをたずねることが可能になっているのである。このことは、2.1節でフランス語の「丁寧の半過去」に関してみた、「かねてよりのものではあるが、明白な、現在の事態」ということときわめて類似している。

以上にのべたことは、(105)に関してのみならず、「よろしかったでしょうか」に終わるすべての例に通用することである。また、つぎの例、

(107) [= (85)] 奥さまでいらっしゃったでしょうか。

についてはなおさら、「もはや奥さまではない」という解釈の可能性をいささかなりとも想定していたならば、発話者はけっしてこのような言いかたはしないことであろう。

また、つぎの例についても、

(108) [= (93) = (102)] つくば銀行カードはお持ちだったでしょうか。

「持っている」という状態が現在へと持続しているかどうかを問うていることはいうまでもない。その証拠に、

(109) # はい。持っていましたが、もう解約してしまいました。

というような返答は、(108)への肯定的な返答としては意味をなさない。

これまでに見てきた「よろしかった」「いらっしゃった」「お持ちだった」のいずれの例においても、助動詞「た」に前接している述語は、形容詞、形容動詞、もしくは状態をあらわす動詞といった、未完了相の述語であり、いずれの場合にしても、「た」の時制的用法のなかではより標準的な「完了」の解釈が排除されてはじめて、有標の「丁寧」の解釈への可能性がひらかれるものと考えられる¹³。

ところで、「た」をもちいながらも、発話時点にもなお有効な状況を問題にするという点のみに着目すれば、「よろしかったでしょうか」型語法における「た」が示す時間的關係は、寺村(1984)のいう「叙想的テンス」と類似していると思われる。とりわけ、「忘れていたことの想起」(ibidem, pp. 107-109)の用法に近い。

(110) 「どこまで帰るんだったかね」と真吾は言おうとしてやめた。もうおそらく二十度も聞いておぼえないことだ。

(川端康成『山の音』, 寺村1984, p.107)

この用法もまた、動詞は「状态的述語に限る」(idem) のであり、(110)も(111)のように「のだ(んだ)」をとりはらっていうと、解釈が一変し、単なる過去の(完了した)事実の確認になる¹⁴。

(111) 「どこまで帰ったかね」(寺村, ad loc.)

もちろん「よろしかったでしょうか」型語法と「叙想的テンス」にはちがうところもあり、「よろしかったでしょうか」型語法で問われているのが、とくに「忘れていたことの想起」というわけではないことは明らかである¹⁵。しかし、状态的述語に「た」をくみあわせて未完了の過去を示すことによって、発話時点にいたってもなお有効な状況を問題にするにいたっているという点が共通していることを、ここではのちの議論のためにおさえておきたい。

さらに、同様の「た」の用法をあつかった研究として、定延(2004)があげられる。つぎのような例を「思い出しの『た』」とよび、独自の議論を展開している。

(112) [思い出しながら] 彼の電話番号はこの番号だったかなあ。

定延(2004)の論攷は、「情報のアクセスポイント」という概念をひとつの鍵とする。情報のアクセスポイントとは、話し手が情報を脳裡にうかべ、心内で情報にアクセスする際によりどころとなる時間軸上のある時点として定義される(ibidem, p.10)。「思い出しの『た』」がもちいられる理由を、定延(2004, pp.35-36)は、「現在成り立っている知識情報(現在の彼の電話番号)をすぐに思い出せないということは、現在というアクセスポイントがうまく働かないということである。そこで、その知識情報に触れた過去の時点(彼の電話番号を見聞きした時点)が次善のアクセスポイントとして選ばれる。このアクセスポイントは過去なので『た』が用いられる」と説明している。

このような、情報のアクセスポイントの概念をもちいた説明は、「よろしかったでしょうか」型語法にも適用可能であるように思われる。「よろしかった

でしょうか」型語法においても、「た」がもちいられているのは、現在ではなく過去というアクセスポイントが選択されていることになるが、そのことは、顧客があらかじめ（すなわち、「過去に」）なんらかの欲求や必要性をもって来店し、店員と対話をとりむすんでいるという事実と見あっている。本稿においては、「よろしかったでしょうか」型語法における「た」の過去性は、店員による予備的判断の過去性であるとして考えているので、一見したところ情報のアクセスポイントによる説明とは合わないようにみえるかもしれないが、店員が予備的判断をおこなうことが可能であるということは、その予備的判断がおこなわれた（過去の）時点において、その判断対象たる顧客の欲求や必要性が存在していたということである。したがって、アクセスポイントによる分析は本稿の分析と矛盾はしない¹⁶。

もうひとつ、類似の用法に言及している、井上（2001）をみておこう。つぎのような例があつかわれている。

(113) ええと、あなたは井上さんでしたね。(ibidem, p.153)

この用法は、「思い出しをともなう確認」(idem)であり、「『…タ』を用いることによって、話し手が過去の記憶をたどりながら必要な情報を探していることが示される」(idem)。ここでは、「思い出し」に「確認」という要素がつけくわわっているが、このことは「よろしかったでしょうか」型語法にも通じることである。「確認」という要素については、次節でもふれる。

3.5. 「丁寧」の意味効果はいかに生ずるか：「よろしかったでしょうか」型語法に関するまとめ

前節では、未完了アスペクトによって「完了」の解釈が排除されてはじめて、有標の「丁寧」の解釈への可能性がひらかれるとした。それでは、そうした可能性がひらかれたとすると、どのような過程をたどることで、「丁寧」の意味効果が生ずるにいたるのであろうか。以下では、そのことを考えてみたい。

いうまでもないことであるが、過去性はそれ自体ではなんら丁寧ではない。「た」が当該用法においても過去時を指示していることは、想起的用法との類似性などにかんがみ、たしかなことであると思われるが、その用法のかぎられた文脈や、もちいられる述語の性質があわさることによって、はじめて「丁寧」の意味効果が派生してくるものと考えられる。

より詳細にいうと、つぎのようになる。(i)接客の場面において、「よろしかったでしょうか」などの形式をもちいることは、その「た」の過去性によって、内容に関する判断、あるいはすくなくとも発話者による自問が、発話にさきだってなされたことを示すことになる。また、(ii)「た」に前接する述語（形容詞、形容動詞、状態をあらわす動詞）が未完了アスペクトを有していること、そしていま現に発話者が接客の場面にいて問いを発していることにより、述語の事行は発話時点まで延長されるものとして解釈されるにいたる。(i)および(ii)があわさることによって、店員の顧客に対する注意が持続していることが示される。

また、その時間的關係の構造は、井上(2002)のいう「思い出しをとまなう確認」の用法にも類似しており、その用法にもみられるように、発話者がみずから想起しながら確認をおこなっていること自体もまた、入念に対話者に応対しているということであり、そこからも丁寧さが出てくると思われる。

日本語の「よろしかったでしょうか」型語法の丁寧さは、そうした「注意の持続」や「確認的質問の入念さ」をとおして、結果的に生みだされる意味効果であると考えられる。

このようにみえてくると、「(未完了の)過去性」から「丁寧さ」にいたる派生の道すじはかなり間接的であり、迂遠なものであるといわざるをえない。「よろしかったでしょうか」型語法の丁寧さがかならずしも日本語話者に一致して理解されているわけではない¹⁷のは、まさしく、この迂遠さゆえではなかろうか。それはちょうど、解釈にあたって迂遠な派生を要する、あまりにも婉曲な表現が、おうおうにして対話者に通じないことと同断である。しかし、そうであるからといって、こうした派生の経路を想定することが無根拠であるとも思われぬ。むしろ、この語法をもちいる動機づけの説明の要素になりうると思われる。たとえば、

(114) [= (81) = (96)] いらっしゃいませこんにちは。店内でお召し上がりでよろしかったでしょうか。

のような例において、発話者たる店員は、ほんとうに過去時において予備的判断をおこなっているといえるであろうか。それは、現実のレベルにおいてはうたがわしい。客は長蛇の行列をなしている場合もある一方で、たったいま店に入ってきたばかりかもしれないからである。入店直後に話しかける場合、フ

フランス語では接客の半過去は使用できなかったことを思いおこそう。しかし日本語の「よろしかったでしょうか」型語法の場合は、入店直後の客にも(114)をもちいることができる(塩田(2002)のいう「いきなり用法」)。その場合、これまでに論じてきたような時間的關係がなりたっていないのではないかという疑義が生じる。この疑義にこたえて、本稿筆者は、(114)を入店直後の客にいうような場合には、予備的判断の擬制がありうると考えたい。なまの現実のレベルでは、発話時点にはじめて客に注意をふりむけるような場合であっても、あたかも予備的判断がおこなわれていたかのように、そして注意を持続させていたかのように擬制するために、「よろしかったでしょうか」といっているのではなからうか。現実の時間的關係に反してまで、そうした擬制をおこなうのは、「注意の持続」「確認の入念さ」が丁寧であるという意識のもとで、そうした注意や認識のありようを端的に示しうる手段として「よろしかったでしょうか」型語法にうたえられていると考えられるのである。こうした使用の動機づけという点でも、「店員の顧客に対する注意の持続」を標示するとする説は有効なものであると考える。

なお、上記で「擬制」としてふれた点は、註15にもしるした、金子(1995)の「知ったかぶりの『た』」に関する議論にも相通じるところがある。金子(1995)によると、「これらの表現の本質は、寺村の意見と違って、決してかつて知っていたことを思い出すということではなく、むしろそれを思わせぶりに言いなす点にある。そのような知ったかぶりは、ただのてらいであったり、あるいはある種の丁寧表現であったりする」(ibidem, p.249)という。そして、つぎのような例、

(115) お名前は何でしたかね。(idem)

について、「相手の名前を忘れてしまって、誠に失礼だが、たまたま事に紛れて一時的に失念したのだから、これは許されることとして、忘れたふりをするわけであって、トリッキーな丁寧表現である」(idem)、つまり、『「あなたのお名前が何であるかは、かねてから知っているのですが、それが何であるかを念のためにお聞きします』という質問である」(idem)としている。このように、完全な忘却を表明するよりも失礼ではないという、丁寧さのうえでの理由から、時間關係が擬制されることはありうる。このケースと並行的に、(114)においても、かねてより注意をふりむけていたという時間關係が、丁寧さとい

う理由から擬制されていると考えることができる。「よろしかったでしょうか」型語法における注意持続の擬制は、「知ったかぶり」にことよせていうと、「注意していたふり」とでもいうべきものである。

なお、定延（2004）が金子（1995）に関しておこなっている指摘¹⁸と並行的なことであるが、過去時への指示が擬制であるかどうかは、「よろしかったでしょうか」の「た」というマーカの意味論にとっては二次的なことであり、擬制的である場合とそうでない場合を統一的にとらえかえすことをさまたげるものではない。本稿においても、「よろしかったでしょうか」語法全般に共通して想定される、丁寧の価値を生む過程を上記で示したが、その考えかた自体は、過去時への指示が擬制的であろうとなかろうと、ひとしく維持できると考えている。

4. まとめ

最後に、これまでフランス語の丁寧の半過去、および日本語の「よろしかったでしょうか」型語法に関してそれぞれおこなってきた考察から得られた結論を比較することにより、それらのあいだの特徴的な異同をあきらかにしておきたい。

丁寧の半過去、および「よろしかったでしょうか」型語法は、いずれも、そのなかでの半過去や日本語の「た」の機能としては時制的であり、過去時を指示しているものである。ただし、その「過去時」のありようは、以下にまとめるように、それぞれにちがっている。また、そのありようの相違は、フランス語では半過去におかれる動詞、日本語では「た」とともにもちいられる述語の性質の相違とも見あっていると考えられる。

まず、なにが過去に位置づけられるのかを比較してみよう。日本語の「よろしかったでしょうか」型語法においては、過去時に位置づけられているものは、まず直接的には、発話者（店員）によって予備的になされた判断であるといっていよいであろう。この語法は全体疑問文（はい/いいえをたずねる疑問文）においてしかもちいられないことを想起しよう。「よろしかったでしょうか」型語法がつねに全体疑問におかれることの意味合いは、発話者によってなされた予備的判断を、対話者の返答をまつべき仮説的命題として提示することである。さらに、ここで問題になっているのは、命題の当否のみならず、あらかじめおこなった判断の当否でもある。その意味でこの疑問の作用域はひろく、すでに

のべたように、寺村(1984)のいう二次的モードに比せられうる。

それに対して、フランス語の丁寧の半過去においては、基本的に、必要性、欲求など、「申し出」(requête)にいたる前段階にくるような状態が、過去に位置づけられているとあってよいであろう(もちろん、あらゆる発話が発話者の判断を通して発せられる以上、発話者の判断でないものはなにもないともいえるのであるが、もうすこし手まえでいうと、フランス語の場合はより事態指向であり、日本語の「よろしかったでしょうか」型語法のように判断そのものが焦点化されているのではない)。語調緩和の半過去においては、発話者の欲求や、要請にむかう移動などの概念が過去に位置づけられる。また、接客の半過去においては、対話者の必要性や購買意欲などの概念が過去に位置づけられる。そうした事態指向の時制的定位であるがゆえに、フランス語の接客の半過去は、全体疑問のみならず、部分疑問(Qu'est-ce que...?)とも両立すると考えられる。

フランス語で丁寧の半過去におくことのできる動詞、日本語の「よろしかったでしょうか」型語法で「た」とともにもちいることのできる述語には、それぞれかなりの制約がある。語調緩和の半過去では、vouloir, venir, désirer, chercherなど、接客の半過去では falloir, vouloir, avoir besoin, souhaiter などである。Anscombe(2004)のいうように、いずれも目的指向型(télique)の動詞である。日本語の「よろしかったでしょうか」型語法では、「よろしい」(>「よろしかった」)、「いらっしゃる」(>「いらっしゃった」)、「お持ちだ」(>「お持ちだった」)といった形容詞、形容動詞や状態をあらわす動詞など、いずれも状態的述語である。日本語のほうが強く状態的であることが必要なようであるが、それはつぎにのべる、アスペクト的な制約の問題であると思われる。フランス語、日本語のいずれにおいても、こうした動詞の制約は、上述の「なにを過去に位置づけるか」という問題と直結しているほか、以下にのべるアスペクト的な制約や、時間的関係の態様のちがいともかかわっている。

フランス語の場合、動詞の語彙的アスペクトとは別に、半過去という時制が未完了アスペクトを包蔵しているため、その性質と、発話状況があわさることによって、過去の状況を発話時点まで「延長」することが可能になる。それに対して、日本語においては、「た」の前にくる述語の語彙的アスペクトとして、未完了相が要求される(もちろん、フランス語の丁寧の半過去でも、その用法のアスペクト性や時間的関係に見合わない動詞は生起しないが、日本語がもっぱら「た」に前接する述語によってアスペクトをさだめている点とはちがって

いる)。その語彙的な未完了相のおかげで、フランス語の丁寧の半過去と同様、「かねてよりのものではあるが、明白な、現在の事態」という時間的關係がえられるのである。この時間的關係がえられることは同じであるが、そこへいたる道すじがちがっているというべきであろう。

さらに、時間的關係に関して補足しよう。店員が顧客の用向きをたずねるといふ点では、日本語の「よろしかったでしょうか」型語法は、フランス語の接客の半過去と、一見したところ直接比較可能である。しかしながら、接客の半過去は、語調緩和の半過去と同様、時制としての半過去が指示しうるような過去の状況がさきだっていないとき（たとえば入店直後の客に話しかける場合）には、もちいることができない。この点は、前節3.5で見たように、「よろしかったでしょうか」型語法とはちがっており、後者においては、ときには擬制的にさえ、予備的判断を示す「た」をもちいることができる。その融通無碍は、日本語の「た」が、現存する状況を過去としてきりはなして述べるのが容易であるという特徴（井上 2001, p.145; 井上 et alii 2002, pp.127-130）とも関連づけることができよう。

以上、フランス語の丁寧の半過去と日本語の「よろしかったでしょうか」型語法を対照してきたことによって、一見似かよっているそれらの用法、語法の特徴的な点、とりわけ「丁寧」の意味効果が発生するにいたる過程の異同をあきらかにすることができたと思われる。今後の研究としては、さまざまな方向への発展が考えられるが、なかでも註2でのべたように、さらに他の言語との対照研究を遂行することにより、過去性と丁寧さの関係をいっそう一般的に追究してゆくことは興味ぶかい。しかしそれは本稿筆者の手には余るので、今後、他の言語の研究者との討議や共同研究をおこなう機会が得られれば、とりくんでみたい課題である。

註

¹ 本稿の内容の一部は、2006年6月22日から24日、高等社会科学研究院 (Ecole des Hautes Etudes en Sciences Sociales) において開催された Vingtièmes Journées de Linguistique de l'Asie Orientale で本稿筆者がおこなった研究発表にもとづいている。当日、参会者のかたがたから有益なご意見をいただいたが、発表後本稿のしめきりまでの期間がみじかかったため、その後の考察をじゅうぶんに反映することはできなかった。さらなる発展は他日を期することとし、ひとまずこれまでの研究をここに報告しておきたい。

² 過去時制が丁寧な表現としてもちいられるという現象は、多くの言語にみられる。

たとえば、柏野 (1999, p.34) は、英語のつぎのような例をあげている。

(i) “I **wanted** to talk to you briefly about one of your patients,” Jack said.

(R. Cook, *Chromosome* 6)

英語では I hoped, I thought, I wanted などの動詞で丁寧表現になるとのことであり、本稿であつかうフランス語の丁寧の半過去の下位分類のひとつである、語調緩和の半過去に類似したものであるとみることができる。

また、スペイン語の未完了過去形には、本稿でフランス語に関していう接客の半過去に類する用法と、語調緩和の半過去に類する用法の両方がある。たとえば、(ii) *¿Qué deseaba?*

は、店員の「なにがご入り用でしたか (≒いらっしやいませ)」という常套句であり、接客の半過去に相当する。また、つぎの例は、

(iii) Para el Plan de Urgencias y Emergencias Sanitarias, *¿podía* decirme en qué se han invertido los 70 millones que figuran como capítulo de inversión?

(*Cortes de Castilla-La Mancha*, Diario de sesiones, 12/12/1996)

県議会での質問であるが、「出資の項目にあらわれている7億ペセタが何に投資されたのかおっしゃっていただけますか」というぐあいに、「おっしゃってください」という依頼を緩和するものであり、その意味では語調緩和の半過去に類すると思われる。しかしながら、(iii) をフランス語に直訳した

(iii') *Pouviez-vous me dire à quoi sont investis les 70 millions qui...?*

という形式はフランス語では語調緩和の半過去とは解されず、こまかな点で違いがある。さらに、寺崎 (1998, p.34; 和訳も原著者による) によると、スペイン語の未完了過去は、つぎの例のように、

(iv) *Podía* usted usar encendedor. (ライターを使っていいですよ)

(E. Jadiel Poncela)

依頼だけでなく、許可をも緩和することができるところが特徴的である。

また、金子 (1995, p.249; 和訳も原著者) によると、ドイツ語にはつぎのような例があり、

(v) Wie **war** Ihr Name, bitte? (お名前何でしたっけ)

(vi) Was **gab's** heute am Theater? (今日のお芝居何でしたか)

Kellner-Deutsch (ボーイのドイツ語) とさげすまれているとのことである。この貶下は、フランス語の接客の半過去が、「いつもの追従の半過去 (imparfait de feinte obséquiosité, Veyrenc 1988, p.245)」ともよばれることにも比せられうる。

本稿ではフランス語、日本語以外の言語を扱う余裕はないが、上記でふれたような、さまざまな言語のあいだでの異同をあきらかにする対照研究もまた有意義であろう。

³ 小熊 (2002, p.141) は、この用法について、「丁寧なのか失礼なのかかわからないというネイティブの反応がある」としているが、本稿筆者が母語話者にたずねた範囲でもまったく同様の反応がえられた。それはまた、日本語の「よろしかったでしょうか」型語法についてもおなじことで、塩田 (2002, pp.81-82) もいうように、とりわけこの語法に違和感をおぼえるひとからは、丁寧さを示しているとはみられていない可能性がある。これはおそらく、「慇懃無礼」ということばにもあらわれているように、丁寧さと失礼さはもともと紙一重のところにあるか

らであろう。本稿では、じっさいにこれらの用法・語法が丁寧語法とみなされているからこそもちいられている現状をふまえて、その丁寧さが、どこから、なぜ、いかに出てくる（とみなされるにいたる）かを考察したい。

⁴ 本稿は規範主義にたつものではない。したがって、現実にもちいられている語法を「誤用」と断じてただ等閑に付する態度は、研究の放棄にほかならず、不毛であると考え。あえていえば、規範主義者の反発が強いことこそが、それだけ当該の用法が広くおこなわれている（規範主義者のことばでいえば「蔓延している」）ことを示しているのであり、その用法の確たる存在を証明してくれているのである。そして、生まれつつあるあらたな語法にこそ、言語体系の潜在的可能性を生かす動的な適用法があらわれていると考えることができ、そのメカニズムを考察することはみのに多い研究になりうると思われる。

⁵ しかし、Wilmet自身は *vouloir*, *venir* の事行が直接過去に位置づけられるとまでは明言していない。「Dans l'exemple [37] [=notre (6) ; n.d.a.], la courtoisie consiste à refouler vers le passé l'intention de «demander un petit service». D'où l'intérêt des verbes *vouloir* ou *venir*, qui séparent le projet de l'acte, en laissant l'interlocuteur fictivement libre de percevoir ou non l'actualité de la requête» (Wilmet 1997, p.389) この引用のように、意図を「過去に押しやる」という（のちに (15) でみる Grevisse と同様の）隠喩的な言いかたにとどまっており、さらに引用の後半では、非現実性を示唆するなど、法的用法にも接近させているかのようである。

⁶ ただし、2.5節でみる Anscombe(2004)は、「Je voulais un jus d'orange」のように、導入の動詞が別の動詞の不定法をみちびいてはいない例も語調緩和の半過去にふくめている。しかし、このような場合でも、別の動詞の不定法をみちびく動詞としてももちいることができる動詞がもちいられていることを考慮に入れるなら、動詞の制約に関しては共通の説明をあたえることが可能であると予想できる。

⁷ 1980年代から90年代の研究では、発話理論の隆盛もあいまって、モダリティーに基盤をおく接近法が多くの研究でとりいれられていたが、最近の研究では、Gosselin (1999), Berthonneau et Kleiber (1994) (2003) など、従来大勢によって法的用法とみなされてきた事例に関しても、あらたに過去性をみとめる議論が出てきており、時間性の点からの見なおしが進んでいるといえる。とくに Gosselin(1999)は、一般には法的用法の最たるものと考えられている仮定的用法の半過去にさえ、まったく通常の（未完了）過去の時間的価値をみとめる独創的な論であり、注目にあたいする。

⁸ 本稿筆者は、いずれのタイプの状況においても「お持ちだったでしょうか」という表現をきいたことがある。

⁹ 本稿脱稿後、北原 (2004) の続篇に北原 (2005) があり、説明が一部修正されているむね、矢澤真人先生よりご指摘をいただいた。しかし、「よろしかったでしょうか」という形式が「過去の事態に対する現在における評価」をあらわすものであるとする、説明の根幹的な部分は正篇、続篇を通じて維持されているため、基本をのべた北原 (2004) を参照した本稿3.2節はそのままにしておいたうえで、以下に補いを述べることにする。事態と評価との時間的關係について、北原 (2005) において補われているのはつぎのような点である。「過去」とはいつても、「注文

と確認が一連の流れで行われている」のだから、むしろ「今の注文」であるという感じ方もありうる。「過去の注文」であり、かつ「今の注文」でもある。そうではあるが、「一連の流れで行われていても、『た』は使われます」(ibidem, p.105)と指摘している。「来訪客にお土産をもらったばかりの子どもに対して、親が、その客の目の前で、『(お土産をもらって) よかったねえ』『よかったでしょう?』と過去形で言うのは自然でしょう」(ibidem, p.105)という例があげられている。この、「一連の流れで行われている」という指摘は、本稿の2.1節でフランス語の「丁寧の半過去」に関してみた、そして3.4節で日本語の「よろしかったでしょうか」型語法に関してもみとめることになる。「かねてよりのものではあるが、明白な、現在の事態」、「過去の状況の現在への延長」といった時間構造と対応づけることができ、本稿の主張とも矛盾はしないと思われる。なお、北原(2005)ではさらに、「よい」と「よろしい」との語彙的差異にも着目しており、とくに「よろしかったでしょうか」型語法への違和感を問題にしようとする場合には、注目にあたいる。(上記のご指摘をくださった矢澤真人先生に感謝申し上げます)

¹⁰ もちろん、(96)、(97)のような、終結した事態が不明確な例を容認しないならば、説明の一貫性は保たれる。しかし本稿では、すでにのべたように、規範主義によって一部の例を除外するのではなく、存在する用例には説明をあたえるという方針をとる。

¹¹ 寺村(1984)のいう「二次的ムード」に類するものである。もちろん、寺村(1984)には「よろしかったでしょうか」に直接対応する形はあげられていないが、ここにいる「二次的ムード」のなかでは、「のだ」(Cf. 「よろしかったのでしょうか」)に近いと考えている。この点については、さらに本稿3.4節ならびに註14も参照。

¹² ちなみに、秋月(2005, p.121)は、この表現がもちいられはじめた経緯について、つぎのような推測をしている。「『よろしかったでしょうか』という表現は、接客の訓練や経験が十分でない、アルバイトやパートの店員に、(本部のマニュアルに従って)フランチャイズ経営の支店長から、半ば強制的に使うように指導される、接客用フレーズの一つではないだろうか」。しかし、日本経済新聞土曜版『NIKKEIプラス1』の2005年10月1日の記事には、以下に引用するように、むしろフランチャイズ本部は「よろしかったでしょうか」型語法を禁止しているという報告がみえる。「主なコンビニや外食チェーンは『言葉づかいまで細かく設定したマニュアルはつくっていない』(セブン-イレブン・ジャパン)と『接客マニュアル犯人説』を否定する。各社はこうした言葉づかいをやめさせようと努めているという。ロイヤルホストを運営するロイヤルホールディングスは顧客の苦情が増えたことを受け、2003年1月、『〇〇からお預かりします』『よろしかったでしょうか』など5つの禁止用語を全国の店に通達した。デニーズジャパンも同時期に同様の通達を出した。しかし、その後もなかなか改善されず、2005年5月、2度目の通達を出した。各チェーンとも『人の入れ替わりが早く、教育が追いつかないこともある。その一方で、先輩アルバイトの間違った言葉づかいを新人がまねしてしまう』(デニーズジャパン)」

¹³ 方言に範囲をひろげると、北海道などの方言で、「おはようございました」という形がもちいられるという(塩田 2002)。これもまた、未完了相の述語が「た」前接するという点が共通している。

- ¹⁴ 「のだ」文との類似はさきに註11でのべたが、結局、「のだ」文であることがアスペクト性に関与してくるのは、「帰った」を「帰るの(ん)だった」にすることにより、「た」に接続する述語を状態的なものにして、すなわち、未完了相にしているという点である。
- ¹⁵ なお、叙想的テンスに関してもまた、「忘れていたことの想起」が問題なのではないという反論がある。金子(1995, p.249)が寺村(1984)に対する批判として、「これらの表現の本質は、寺村の意見と違って、決してかつて知っていたことを思い出すということではなく、むしろそれを思わせぶりに言いなす点にある。そのような知ったかぶりは、ただのてらいであったり、あるいはある種の丁寧表現であったりする」としている。その際、金子(1995)が例としてあげているのは、「失礼ですが、お名前は何でしたかね」(ibidem, p.249)のような発話文であり、このような例には「知ったかぶり」という記述も妥当であろう。しかしながら、(110)のような例をみると、「もう二十度も聞いて」とあることから、一時的にとはいえ、「かつて知っていた」という状況はくりかえし生起していたといえる。したがって、金子(1995)の記述は、当該の用法のすべてにはあてはまれないと考えられる。なお、定延(2004)には、金子(1995)に対する別の視点からの批判がみられる。定延(2004)の批判について、および「よろしかったでしょうか」型語法のなかで「知ったかぶり」の問題にかかわる部分については、さらに3.5節のおわりと、註18を参照されたい。
- ¹⁶ 次節で「丁寧」の意味効果が生ずる過程を説明するときにはアクセスポイント説はとらないが、かりにアクセスポイント説をとるとすると、丁寧さの生ずる過程はつぎのように説明できるであろう。店員が「よろしかったでしょうか」とたずねているということは、顧客の欲求や必要性という情報へのアクセスポイントが過去にあるということを示しているということである。そのことにより、店員は、顧客の欲求や必要性がかねてよりのものであることに留意していることが示され、そのこまやかさが丁寧の意味効果を生む。
- ¹⁷ 塩田(2002, pp.71-75)による全国アンケートを参照。
- ¹⁸ 「どのような意図であれ、また実際の思い出しを伴うかどうかにかかわらず、話し手が思い出しという態度に関連づけて発する『た』はすべて思い出しの『た』と呼ぶ。そのかぎりにおいて、思い出しの『た』が『忘れていた過去の認識を思い出す』という話し手の態度にかかわるという考えは正しい。その態度が或る特別な表現意図のもとにもくろまれたものである、あるいは偽装であるということは、別のレベルでの話と理解すべきであろう」(定延 2004, p.37)

参考文献

- 阿部 宏 et alii (2000): 「文献案内: 半過去研究」『フランス語学研究』34, pp.56-69.
- Abouda, L. (2004): «Deux types d'imparfaits atténuatifs», *Langue française*, 142, pp.58-75.
- 秋月高太郎 (2005): 『ありえない日本語』筑摩書房.
- Anscombe, J.-Cl. (1980): «Voulez-vous dériver avec moi?», *Communication*, 32,

pp.61-124.

- Anscombre, J.-Cl. (1981): «Marqueurs et hypermarqueurs de dérivation illocutoire», *Cahiers de linguistique française*, 3, pp.75-124.
- Anscombre, J.-Cl. (1992): «Imparfait et passé composé: des forts en thème et en propos», *L'Information grammaticale*, 55, pp.43-53.
- Anscombre, J.-Cl. (2004): «Imparfait d'atténuation. Quand parler à l'imparfait, c'est faire», *Langue française*, 142, pp.75-99.
- Berthonneau, A.-M. et G. Kleiber (1993): «Pour une nouvelle approche de l'imparfait: l'imparfait, un temps anaphorique méronomique», *Langages*, 112, pp.55-73.
- Berthonneau, A.-M. et G. Kleiber (1994): «L'imparfait de politesse: rupture ou cohésion?», *Travaux de linguistique*, 29, pp.59-92.
- Berthonneau, A.-M. et G. Kleiber (1997): «Subordination et temps grammaticaux: l'imparfait en discours indirect», *Le français moderne*, 65, 2, pp.113-141.
- Berthonneau, A.-M. et G. Kleiber (2003): «Un imparfait de plus... et le train déraillait», *Cahiers Chronos*, 11, pp.1-24.
- Confais, J.-P. (1990): *Temps, mode, aspect*, Presses universitaires du Mirail.
- Curat, H. (1991): *Morphologie verbale et référence temporelle en français moderne*, Droz.
- Damourette, J. et E. Pichon (1911-36): *Des mots à la pensée*, 9 vols, d'Artrey.
- Diller, A.-M. (1977): «Le conditionnel, marqueur de dérivation illocutoire», *Semantikos*, 2, 1, pp.1-17.
- Ducrot, O. (1979): «Imparfait en français», *Linguistische Berichte*, 60, pp.1-23.
- Gosselin, L. (1999): «Les valeurs de l'imparfait et du conditionnel dans les systèmes hypothétiques», *Cahiers Chronos*, 4, pp.29-51.
- Grevisse, M. (1993): *Le bon usage*, 13^{ème} édition, Duculot.
- 春木仁孝 (1999): 「半過去の統一的理解をめざして」『フランス語学研究』33, pp. 15-26.
- 市川雅己 (1988): 「半過去の本質的機能について」『筑波大学フランス語・フランス文学論集』5, pp. 81-93.
- Ide, S. (1989): «Formal forms and discernment: Two neglected aspects of universals of linguistic politeness», *Multilingua*, 8, 2/3, pp.223-248.
- Imbs, P. (1960): *L'emploi des temps verbaux en français moderne*, Klincksieck.
- 井上 優 (2001): 「現代日本語の「タ」つくば言語文化フォーラム (編)『「た」の言語学』ひつじ書房, pp. 97-163.
- 井上 優 et alii (2002): 「テンス・アスペクトの比較対照」生越直樹 (編)『対照言語学』東京大学出版会, pp. 125-159.
- 金子 亨 (1995): 『言語の時間表現』ひつじ書房.
- 柏野健次 (1999): 『テンスとアスペクトの語法』開拓社.
- 北原保雄 (2004): 「よろしかったでしょうか」北原保雄 (編)『問題な日本語』大修館書店, pp. 35-38.

- 北原保雄 (2005) : 「ふたたび, よろしかったでしょうか」北原保雄 (編) 『続弾! 問題な日本語』大修館書店, pp.104-108.
- Lebaud, D. (1991): «L'imparfait, une approche à partir de quelques effets indésirables causés par le discours grammatical dominant», *Cahiers de CRELEF*, 32, pp.49-69.
- Lebaud, D. (1993): «L'imparfait, indétermination aspectuo-temporelle et changement de repère», *Le gré des langues*, 5, pp.160-176.
- Le Goffic, P. (1986): «Que l'imparfait n'est pas un temps du passé», P. Le Goffic (éd.): *Points de vue sur l'imparfait*, Presses universitaires de Caen, pp.55-70.
- Le Goffic, P. (1995): «La double incomplétude de l'imparfait», *Modèles linguistiques*, 31, pp.133-148.
- Maingueneau, D. (1999): *L'Enonciation en linguistique française*, Hachette.
- Martin, R. (1987): *Langage et croyance*, Margada.
- Nef, F. (1986): *Sémantique de la référence temporelle en français moderne*, Lang.
- 小熊和郎 (2002) : 「半過去と〈境界〉の消去」『西南学院大学フランス語・フランス文学論集』43, pp.127-159.
- 定延利之 (2004) : 「ムードの「た」の過去性」『国際文化学研究』(神戸大学) 21, pp.1-68.
- Sandfeld, K. (1936): *Syntaxe du français contemporain*, vol.2, Droz.
- 佐藤房吉 (1990) : 『フランス語動詞論』白水社.
- Schogt, H. G. (1968): *Le système verbal du français contemporain*, Mouton.
- 塩田雄大 (2002) : 「「よろしかったでしょうか」はよろしくないか」『放送研究と調査』52, 3, pp.64-87.
- Tasmowski-De Ryck, L. (1985): «L'imparfait avec ou sans rupture», *Langue française*, 67, pp.59-77
- 寺崎英樹 (1998) : 『スペイン語文法の構造』大学書林.
- 寺村秀夫 (1984) : 『日本語のシンタクスと意味』2, くろしお出版.
- Vetters, C. (1993): «Temps et deixis», C. Vetters (éd.): *Le temps, de la phrase au texte*, Presses Universitaires de Lille, 85-115.
- Veyrenc, C. (1988): «Note sur l'imparfait du non-passé en français moderne», *Le français moderne*, 56, 3/4, pp.243-245.
- Vuillaume, M. (1990): *Grammaire temporelle des récits*, Minuit.
- 渡邊淳也 (1998) : 「他者の言説をあらわす条件法について」『筑波大学フランス語・フランス文学論集』13, pp.109-155.
- Watanabe, J. (2001): «Le conditionnel du «discours d'autrui»», *Etudes de langue et de littérature françaises*, 78, pp. 216-230.
- 渡邊淳也 (2004) : 『フランス語における証拠性の意味論』早美出版社.
- Wilmet, M. (1997): *Grammaire critique du français*, Hachette.